平成26年12月1日

制定

改正 平成27年4月1日

平成29年4月1日

令和3年3月1日

令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学公的研究費の適正な管理・運営に関する規程(以下「管理・運営規程」という。) 第13条に基づき設置する駒澤大学公的研究費調査委員会(以下「調査委員会」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

- 第2条 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 管理・運営規程第4条に定める統括管理責任者
 - (2) 管理・運営規程第3条に定める最高管理責任者が指名する教員 若干名
 - (3) 事務部長のうちから最高管理責任者が指名する者 若干名
 - (4) 学外の弁護士又は公認会計士等 若干名
 - (5) その他最高管理責任者が必要と認めた者 若干名
- 2 前項各号の者は、管理・運営規程第9条に基づき公的研究費の不正について告発した者(以下「告発者」という。)及び告発された者と直接の利害関係を有する者は除外するとともに、前項第4号の者は本学と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3 調査委員会の委員長は、学外の委員のうちから最高管理責任者が指名した者をもって、これに充てる。 (調査方針及び方法等)
- 第3条 最高管理責任者は、調査の実施に際し、管理・運営規程第9条第3項及び第13条第1項に基づき、調査が必要であると判断された案件(以下「調査対象」という。)、調査方針及び方法等について公的研究費を配分する機関(以下「配分機関」という。)に報告及び協議しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、前項の配分機関との協議結果を踏まえた調査方針及び方法等について、調査委員会に指示する。

(調査)

- 第4条 調査委員会は、前条第2項の指示に従い、調査対象について、次の各号に掲げる事項(以下「調査事項」 という。)を調査する。
 - (1) 不正の有無
 - (2) 不正の内容
 - (3) 不正に関与した者及びその関与の程度
 - (4) 不正使用相当額
- 2 調査委員会は、前項に掲げる調査を実施するに当たり、告発者及び次の各号に掲げる者のうち調査対象に関

- 係する者(以下「調査関係者」という。)に対し協力を要請することができる。
- (1) 管理・運営規程第2条第2項に定める研究者(以下「研究者」という。)
- (2) 管理・運営規程第2条第3項に定める管理・運営者(以下「管理・運営者」という。)
- (3) 調査委員会で必要と認める者
- 3 前項により協力を要請された調査関係者は、拒絶する正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければ ならない。
- 4 告発者及び調査関係者に対し不利益な取り扱いをしてはならない。
- 5 第2条第1項の委員及び調査関係者は、職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩してはならない。
- 6 調査対象について利益相反関係となる者は、その調査に関与してはならない。

(調査中の公的研究費執行)

第5条 調査中、最高管理責任者は、調査対象の研究者に対し、調査対象の公的研究費の一時執行停止を命じる ことができる。

(認定)

- 第6条 調査委員会は、調査委員会設置の日から100日以内に、調査事項について認定し、その認定結果を最高 管理責任者に報告しなければならない。
- 2 前項の認定及び最高管理責任者への報告は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合 には、速やかに行い、全体の調査が終了した後に改めて行わなければならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者並びに調査対象の研究者及び管理・運営者に対し、第1項及び第2項の認定結果 を通知するものとする。

(異議申立て及び再調査)

- 第7条 不正使用と認定された研究者及び管理・運営者並びに告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、前条第3項の認定結果の通知を受けた日から14日以内に最高管理責任者に対し調査結果について異議申立てをすることができる。ただし、不正使用と認定された研究者及び管理・運営者は、異議申立てに際し、前条第3項で通知された認定結果を覆すに足る資料等を提出しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、異議申立てがあった場合は、その内容を審査し、再調査実施又は不実施を決定する。
- 3 最高管理責任者は、前項に基づく決定について、異議申立てをした者に通知するものとする。
- 4 異議申立てをした者は、前項の決定に再度異議を申立てることはできない。
- 5 最高管理責任者は、第2項に基づき、再調査実施を決定した案件について、告発者並びに調査対象の研究者 及び管理・運営者に通知し、調査委員会に再調査を指示する。ただし、異議申立ての趣旨が、新たに専門性を 要する判断を必要とするものである場合又は調査委員会の構成等その公正性に関わるものである場合には、最 高管理責任者の判断により、委員の交代又は追加を決定することができる。
- 6 調査委員会は、前項の再調査を指示された日から起算して30日以内に調査事項について再認定し、その再認 定結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(調査報告書等の提出)

第8条 調査委員会は、第6条第1項及び第2項の認定結果並びに前条第6項の再認定結果について、調査報告 書を作成し、最高管理責任者及び駒澤大学公的研究費委員会に提出しなければならない。

- 2 調査委員会は、第6条第1項の期限までに調査が完了しない場合には、調査の中間報告を作成し、最高管理 責任者に提出しなければならない。
- 3 調査の終了前であっても、最高管理責任者より指示があったとき、調査委員会は、調査の進捗状況報告及び 調査の中間報告を作成し、最高管理責任者に提出しなければならない。

(配分機関への報告等)

- 第9条 最高管理責任者は、管理・運営規程第9条に定める不正に係る告発を受け付けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。
- 2 最高管理責任者は、不正の事実が一部でも認定された場合には、第6条第1項及び第2項の認定結果を速やかに配分機関に報告する。
- 3 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間 報告を当該配分機関に提出する。
- 4 最高管理責任者及び調査委員会は、配分機関の求めに応じ、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を 除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査関係者の名誉回復)

第10条 調査の結果、不正の事実がないことが判明した場合において、調査関係者の名誉が害されたと認めると きは、名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(事務所管)

第11条 この規程の事務所管は、学術研究推進部とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、駒澤大学公的研究費委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。